

(均等割の税率)

第31条 第23条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、3,000円とする。

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
<p>1 次に掲げる法人</p> <p>イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>ロ 人格のない社団等</p> <p>ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>ホ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	年額 50,000円
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 120,000円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え1億円	年額 130,000円

以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え1億円 以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円 以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 160,000円
6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円 以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 400,000円
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもの のうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 410,000円
8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円 以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 1,750,000円
9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの のうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,000,000円

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

（所得割の税率）

第34条の3 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

（法人税割の税率）

第34条の4 法人税割の税率は、100分の6.0とする。